

## F I T - O N E 運営規程(緩和基準通所型サービス事業)

### (事業の目的)

第1条 株式会社いちばんが開設するF I T - O N E(以下「事業所」という。)が行う指定緩和基準通所型サービス事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所でサービスの提供に受ける者(以下「要支援者」という。)に対し、適正な介護予防通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

#### 第2条

- 一 事業所の従業員は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう必要な日常生活の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の心身的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 二 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名 称 F I T - O N E
- 二 所在地 静岡県藤枝市小石川四丁目18-28

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤兼務)  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従事者 従事者1名以上(専従)  
利用者の有する能力に応じ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
日曜日・12月30日～1月3日は休業とする。  
変更の場合は事前に連絡することとする。
- 二 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

- 三 サービス提供時間 ・1 単位目 午前 9 時 00 分から午前 12 時 00 分  
・2 単位目 午後 2 時 00 分から午後 5 時 00 分

(利用定員)

第 6 条 利用定員は次のとおりとする。

利用定員

- 1 単位目 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日 各 13 名  
2 単位目 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日 各 13 名  
とする。

(指定緩和基準通所型サービス事業の内容)

第 7 条

- 一 排泄の自立支援
- 二 離床、着替え、整容その他の日常生活上の介助
- 三 健康管理に関する援助
- 四 運動器機能向上訓練
- 五 利用者、家族に対する相談、助言等の援助
- 六 送迎

(利用料等)

第 8 条 指定緩和基準通所型サービス事業を提供した場合の利用料の額は、藤枝市が定める額によるものとし、当該指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割～3 割の額とする。

2 前項に定めるものの他、利用者からの次の費用の支払いを受けるものとする。

- 一 おむつ代(持ち込み可) 実費
- 二 サークル活動の材料費等 実費
- 三 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の送迎に要する費用は次のとおりとする。

1 日、1 往復につき、1 日 50 円を加算する。

第 9 条 通常の実施区域は藤枝市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 10 条 従事者などは、利用者に対して職員の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうよう指示を行う。

従事者などは事前に利用者に対して次の留意するよう指示を行う。

- 一 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- 二 共有の設備等は他の迷惑にならないよう利用する。
- 三 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 職員は、指定緩和基準通所型サービス事業を実施中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の家族に連絡するとともに、主治医或いは協力医療機関に等に連絡し、適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に適切に対応するため、職員は消防署等の指導のもと災害防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、事業所において感染症の発生、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(ハラスメント対策)

第15条 事業所は、ハラスメントの発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 ハラスメント防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 二 ハラスメント防止のための指針の整備
- 三 ハラスメントを防止するための定期的な研修の実施
- 四 適切な措置を実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第16条

- 一 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 二 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 三 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

(苦情処理)

第 17 条 事業所は、サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる

- 一 苦情の記録を残し、苦情受付責任者から苦情解決責任者に引き継ぐ体制をとる。
- 二 利用者又はその家族からの苦情に対して、市町村が行う調査に協力するとともに助言を受けた場合には改善に努めるものとする。

第 18 条

- 一 事業所は、職員の資質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。
- 二 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 四 関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて、その内容を開示する。また、利用者及び家族の情報の使用に関しては、予め個人情報使用同意書により同意の上、使用することとする。
- 五 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社いちばんと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。